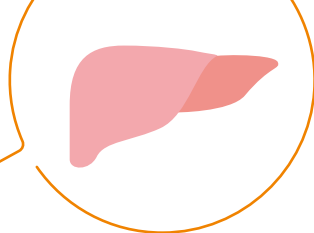




# 千葉県にお住まいの 肝がん・重度肝硬変の方



## 医療費の助成対象かもしれません

千葉県では、「千葉県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」として、  
B型及びC型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）の  
医療費への公費負担による助成制度を実施しています。

### 治療2月目から入院<sup>※1</sup>も通院<sup>※1</sup>も自己負担月1万円へ

1月あたり最大47,600円の医療費の助成が受けられます！<sup>※2</sup>

条件1



**千葉県にお住まいの方**  
(住民登録のある方)



条件2



国民健康保険や、被用者保険等の  
各種医療保険に加入している方



条件3



**B型・C型肝炎ウイルス**  
が原因の「肝がん」や「重度肝硬変」  
の治療を受けている方



条件4



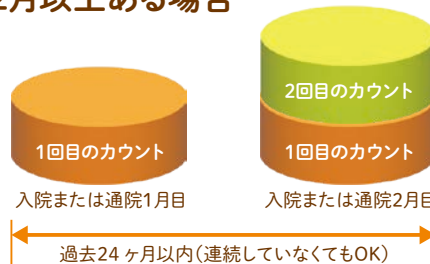
世帯年収約**370万円以下**の方



条件5



過去2年間（24ヶ月）で、  
1月あたりの医療費<sup>※3</sup>の窓口負担が  
**高額療養費の基準額を超える月が  
2月以上ある場合**



条件6



**肝がん・重度肝硬変の治療の研究に  
協力していただけの方**

上記の条件すべてに該当する方は、助成を受ける申請が可能です

窓口

用意してもらう書類

指定  
医療機関

- 医療記録票
- 臨床調査個人票

窓口

用意してもらう書類

住所地を  
管轄する  
保健所<sup>※4</sup>

- 参加者証

手続きの詳細は  
裏面をご覧ください

※1：肝がん、重度肝硬変の入院治療、肝がんの通院治療（分子標的薬を用いた化学療法、肝動注化学療法、粒子線治療）が対象となります。  
 ※2：助成を受けるためには、参加者証の交付後、1月の対象となる疾患による治療目的の医療費が高額療養費の基準額を超える必要があります。  
 ※3：対象となる疾患による治療目的の医療費に限ります。1月基準額を超えた段階で申請できます。  
 ※4：申請窓口は、患者さんの住所地を管轄する保健所（千葉市は各区保健福祉センター健康課）です。

### 制度に関するお問い合わせ

千葉県健康福祉部疾病対策課難病審査班

TEL 043-223-2575 FAX 043-224-8910

HP <https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/kansenshou/kanen/kangan.html>  
#sankasyasyoushinsei



ホームページ

### 病状やその他不明点がある場合

千葉県肝疾患相談センター

本制度以外にも一般的な肝臓病についてのご相談にも対応が可能です。

TEL 043-226-2717

受付時間：平日14:00～17:00

E-mail [chibakan-soudan@chiba-u.jp](mailto:chibakan-soudan@chiba-u.jp)

HP <https://www.ho.chiba-u.ac.jp/kansoudan/>



ホームページ

# B型・C型肝炎ウイルスによる 肝がん・重度肝硬変の医療費助成制度の詳細

## 手続きの流れ

### 1 肝がん・重度肝硬変と診断されたら

指定医療機関で「**医療記録票**」を受け取ってください。  
本制度の助成を受けるためには、原則、指定された医療機関で  
対応してもらう必要があります。本制度の指定医療機関は下記  
URLまたは右の二次元コードから確認できます。



<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/kansenshou/kanen/kangan-iryokikan.html>



### 2 医療機関で治療を受ける

- ・ 指定医療機関の場合：医療記録票を提示し、医療費の記録を記載してもらってください。
- ・ その他の医療機関の場合：ご自身で医療記録票に記入し、診療明細書と領収書を添付して保管してください。

### 3 助成を受けるための手続き

指定医療機関の医師に「**臨床調査個人票**」(診断書)  
を記載してもらった上で、申請者は「**同意書**」欄を記載し  
てください。必要な申請書類<sup>※1</sup>を添えて、住所地を管轄す  
る保健所又は保健福祉センターに申請し、認定を受けると  
「**参加者証**」が県から送られます。

※1:手続きに必要な書類一覧は、下記URLまた  
は右の二次元コードから確認できます。  
[https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/kansenshou/kanen/kangan.html](https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/kansenshou/kanen/kangan.html#sankasyasyoushinsei)  
#sankasyasyoushinsei

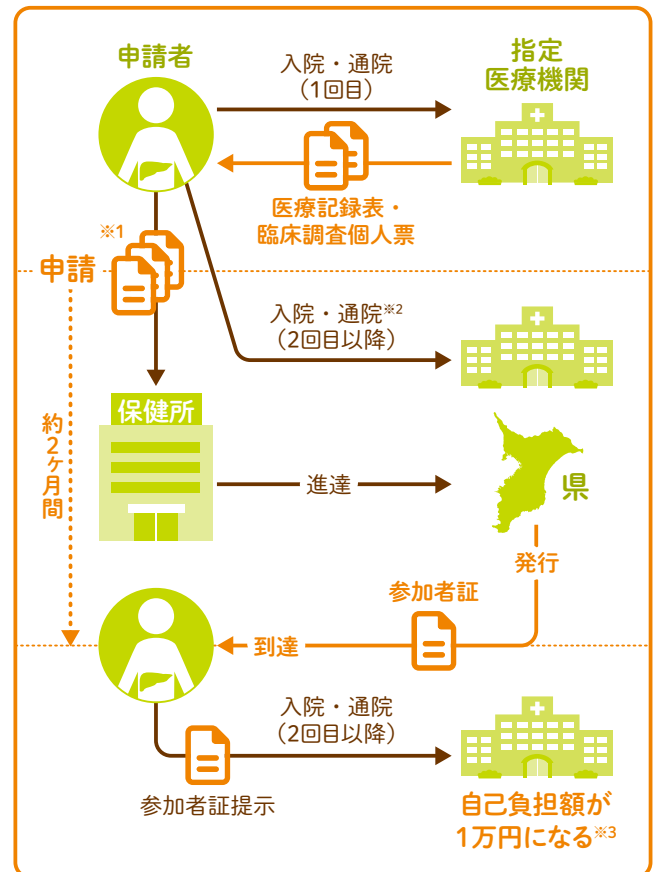


※2:参加者証が届くまでの期間の医療費も還付請求可能です。  
※3:入院の場合は、医療機関窓口で自己負担額が1万円になり  
ます。通院の場合は、医療機関窓口で自己負担額(3割等)  
を支払い後、保健所へ還付請求すると1万円を超えた分が  
払い戻されます。

### 4 助成を受ける

対象医療の医療費の自己負担額が、高額療養費の基準を  
超えた月が過去24月で既に1月以上ある場合、2回目以降  
は**自己負担額が月1万円**となるように助成を受けること  
ができます。

## 手続きの流れ



## よくあるご質問

**Q** 年収約370万円以下というのは  
どのように確認すれば良いでしょうか？

年収約370万円以下の条件を満たすかどうかの確認は、ご自身の  
高額療養費の限度額適用認定証の所得区分(適用区分)をご  
確認ください。

**Q** この制度は、現在、自分が通っている  
医療機関以外でも利用することができますか？

この制度の指定医療機関であれば医療機関が変わっても利用  
できます。また、薬局については治療薬の取扱いがあれば、どの  
薬局でもご利用いただけます。